

## **6. 建設工事標準請負契約約款の改正 (コミットメント条項以外の改正事項)**

---

# 建設工事標準請負契約約款の概要

標準請負契約約款は、**請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化**のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、**中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告**するもの。【建設業法第34条第2項】

建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（中央建設業審議会の設置等）

第34条 国土交通省に、中央建設業審議会を置く。

2 中央建設業審議会は、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び労務費に関する基準、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

3 （略）

## 種類

### ① 公共工事標準請負契約約款（S25作成）

対象：国の機関、地方公共団体、政府関係機関が発注する工事の請負契約  
（電力、ガス、鉄道等の民間企業の工事も含む）

### ② 民間建設工事標準請負契約約款（甲）（S26作成）

対象：民間の比較的大きな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

### ③ 民間建設工事標準請負契約約款（乙）（S26作成）

対象：個人住宅等の民間の比較的小さな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

### ④ 建設工事標準下請契約約款（S52作成）

対象：公共工事・民間工事を問わず、建設工事の下請契約全般

## 1. 第三次・担い手3法を踏まえた対応

### (1) 請負代金内訳書に明示する項目の追加

- 請負代金内訳書に明示する項目として、材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金を追加【公共・民間(甲・乙)・下請】  
※現在は法定福利費(事業主負担分)のみ規定

### (2) コミットメント条項の新設 ※前述

- 「労務費に関する基準」の実効性確保策として、労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示に関する条項(コミットメント条項)を新設【公共・民間(甲・乙)・下請】  
※契約当事者が任意で利用できる選択条項として規定

### (3) 契約変更協議に関する規定の追加

- 契約変更(工期・請負代金額)の請求ができる場合として、主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象、資材の価格の高騰その他の請負代金額に影響を及ぼす事象が発生したケースを追加【民間(甲・乙)・下請】
- 協議の申出や誠実協議に関する規定を追加【民間(甲・乙)・下請】
- 適切な価格転嫁による適切な請負代金の設定がなされるよう、請負代金の変更について価格等の変動を考慮する旨の規定を追加【民間(甲・乙)・下請】

## 2. その他改正

### (1) 前払金の使途に関する規定の見直し【公共】

### (2) 暴力団排除条項の追加【民間(甲・乙)・下請】

### (3) その他社会情勢に応じた見直し【公共】

## 現状・背景

＜現行の標準約款の規定について＞

- 契約締結後、受注者は「請負代金内訳書」を作成し、注文者に提出する
- 請負代金内訳書には、「法定福利費」を明示

＜第三次・担い手3法による改正内容＞

- 改正後の建設業法第20条第1項では、材料費、労務費及び労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費(※1)の内訳を明示した見積書を作成する努力義務(※2)が規定された

※1:詳細は省令委任されており、材料費、労務費、法定福利費(事業主負担分)、安全衛生経費、建退共掛金を規定

※2:公共工事の場合は義務(入契法第12条)

## 改正内容

- 適正な労務費の確保と、労務費確保に伴う労務費以外の「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」へのしわ寄せ防止を図るため、法定福利費(事業主負担分)に加え、見積段階で内訳明示される経費(材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金)についても、請負代金内訳書において内訳明示する項目として追加【公共・民間(甲・乙)・下請】

## (参考)改正後条文:民間約款(甲)

(請負代金内訳書及び工程表) ※下線部が改正箇所

### 第四条 (略)

2 請負代金内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。

[注]「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料とする。

# 法改正を踏まえた対応(2)コミットメント条項の新設

## 経緯

再掲

- 「労務費に関する基準」において、その実効性確保策として、契約当事者によるコミットメント制度の活用を通じた労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられた

### ◆労務費に関する基準(案)(抄)

#### 第3章 本基準の実効性を確保するための施策

#### (3)支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組

#### ②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保

- ・労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「コミットメント制度」とする)を標準請負契約約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

## 改正内容

- 受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を、雇用する技能者や直接の下請事業者に支払うこと等を約するとともに、必要に応じて注文者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる規定を導入【公共・民間(甲・乙)・下請】
- 契約当事者の任意で利用できる選択条項として追加。
- 労務費の行き渡り確保の観点から、予め下請契約の段階も含めてコミットメント条項の導入を約する条文(A)を基本としつつ、状況に応じて発注者・元請間、元請・一次間など個々の契約段階において個別に導入を約する条文(B)についても選択可能とし、できる  
ところから活用を推奨

# 法改正を踏まえた対応(3): 契約変更協議に関する規定の追加

## 背景・経緯

- 改正法により、資材高騰に係る契約変更に関するルールとして、建設業法に以下の内容を措置したところ
  - ① 請負代金額等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として明確化
  - ② 資材高騰など、請負代金額等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあるときは、契約締結前に、受注者は注文者に対して当該情報を通知
  - ③ 資材高騰等が顕在化した場合、受注者から発注者に対して契約変更の協議の申出ができることとし、注文者は誠実に協議に応じる努力義務

## 改正内容

- 改正法を踏まえ、価格等の変動に伴う契約変更協議の円滑化を図るため、標準約款に以下の規定を盛り込む ※以下の条項は民間約款(甲)の場合
  - ① **契約変更請求ができる場合の追加** (第30条第5項、第31条第1項)
    - ・ 主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象、資材の価格の高騰その他の請負代金額に影響を及ぼす事象が発生したケースを追加
  - ② **協議の申出や誠実協議に関する規定の追加** (第30条第6項及び第7項、第31条第4項及び第5項)
    - ・ 契約変更請求を行った場合、相手方に協議を求めることができる旨を明確化
    - ・ 協議の申出を受けた者は、誠実に協議に応じるよう努める旨を規定
  - ③ **適切な価格転嫁に関する規定の追加** (第31条第2項)
    - ・ 請負代金額を変更するときは、適切な価格転嫁による適正な請負代金の設定がなされるよう、価格等の変動内容を考慮する旨を明確化

## (参考)改正後条文:民間約款(甲)

(工事又は工期の変更等) ※下線部分が改正箇所

第三十条 (略)

2~4 (略)

5 受注者は、この契約に別段の定めのあるほか、工事の追加又は変更、建設業法第二十条の二第二項に規定する主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象の発生、不可抗力、関連工事の調整、協議の開始の遅延等による当該協議の長期化(受注者の責めに帰すべき事由によるものを除く。)、近隣住民との紛争その他正当な理由があるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を請求することができる。

6 第五項の場合において、工期の延長の請求を行った者は、相手方に対して協議を申し出ることができる。

7 前項の協議の申出を受けた者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めるものとする。

8~10 (略)

(請負代金額の変更)

第三十一条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

一~四 (略)

五 建設業法第二十条の二第二項に規定する資材の価格の高騰その他の請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したとき。

六~八 (略)

2 請負代金額を変更するときは、適切な価格転嫁による適正な請負代金の設定がなされるよう、この工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮するものとする。

3 (略)

4 第一項の場合において、請負代金額の変更を求めた者は、相手方に対して協議を申し出ることができる。

5 前項の協議の申出を受けた者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めるものとする。

6~8 (略)

# その他の改正事項

- 改正法を踏まえた対応のほか、建設業を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、以下の改正を実施

## 改正内容

### (1) 前払金の使途に関する規定の見直し【公共】

- ・国土交通省直轄工事における前払金について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てることを可能とする特例について、令和7年度から恒久化されたことを踏まえ、前払金の使途に関する規定を見直し(第37条(A))

### (2) 暴力団排除条項の追加【民間(甲・乙)・下請】

- ・公共約款に規定している暴力団排除条項(発注者の催告によらない解除権)について、多くの業法において欠格要件として一般化したこと、民民の契約においても一般化してきたことを踏まえ、民間約款及び下請約款においても同様の規定を追加(民間約款(甲)第35条等)

### (3) その他社会情勢に応じた見直し

#### ● 他機関が発注した工事との調整規定の創設【公共】

- ・受注者の施工する工事と他機関の発注工事(※)が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行う旨を規定(第2条第2項) ※現行は発注者の発注する第三者の施工する工事が調整対象

#### ● 協議不調等における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設【公共】

- ・請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いを行わないことを明確化(第25条第3項等) ※次ページに補足参考資料

# (参考)公共約款第25条等の改正について①

令和7年12月10日国土交通省不動産・建設経済局建設業課長による事務連絡

## 1. 公共約款第25条等の規定について

公共約款第25条等においては、契約変更について受発注間の協議が整わない場合に、発注者が請負代金額の変更額等を定め、受注者に通知することとされている。

この通知はあくまで一時的・暫定的なものであり、この内容について不服がある場合には、公共約款に定める調停やあっせんといった紛争処理手続において解決を図ることとされている。

## 2. 「通知」規定の趣旨について

公共工事の場合、公金を用いる公共事業の公益性に鑑みれば、工事の円滑な実施に支障を及ぼすことは避けるべきところ、受注者の意向を踏まえて発注者が許容できる請負代金額を通知することで、法的に一定程度安定した状態(※)で工事を進められるよう、公共約款第25条等において「通知」の規定を設けている。

※通知した範囲内では受発注者間で争う必要がなくなる。

また、仮に紛争処理手続に移行する場合でも、争点の明確化により、迅速な紛争処理が図られる。

また、発注者による「通知」という形式をとることで、受注者が通知された変更額に同意できない場合であっても、当初契約における請負代金額から一定の増額が可能となることから、受注者の意向が全て反映された額ではないものの一定のメリットを受注者も享受できる規定となっている。

## (参考)公共約款第25条等の改正について②

### 3. 今般の公共約款改正について

2. で記載したとおり、公共工事の特性等を踏まえれば、公共約款第25条等に定める「通知」規定は引き続き存置する必要がある。

一方、受注者としては契約変更に係る協議において発注者に対して意見を申し出にくい、発注者の通知した内容に不服があるとして紛争処理手続を利用することには慎重にならざるを得ないといった声もあったところである。

こうしたことを踏まえ、契約変更協議等における公共発注者としてとるべき姿勢やスタンスを明確に規定することによって、契約変更における協議や紛争処理手続の利用に関する受注者の懸念の解消を図り、対等なパートナーシップに基づく受発注者間の適切かつ円滑な協議を促進するため、以下のとおり公共約款第25条等を改正することとしたものである。

<改正内容>

- ① 協議においては、受注者の意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うよう留意する旨を規定
- ② 協議が整わなかったこと等をもって不利益取扱を行わないことを明確化

請負契約の締結に当たり改正後の公共約款第25条等の規定を適切に設定するとともに、当該規定の運用に当たっては、上記の趣旨等を踏まえ、受発注者間の対等なパートナーシップに基づく丁寧な協議を行うことの重要性について改めて十分にご留意いただいて、適切な対応を図っていただくよう、お願いしたい。

# 建設工事標準請負契約約款の積極的な利用等に向けて

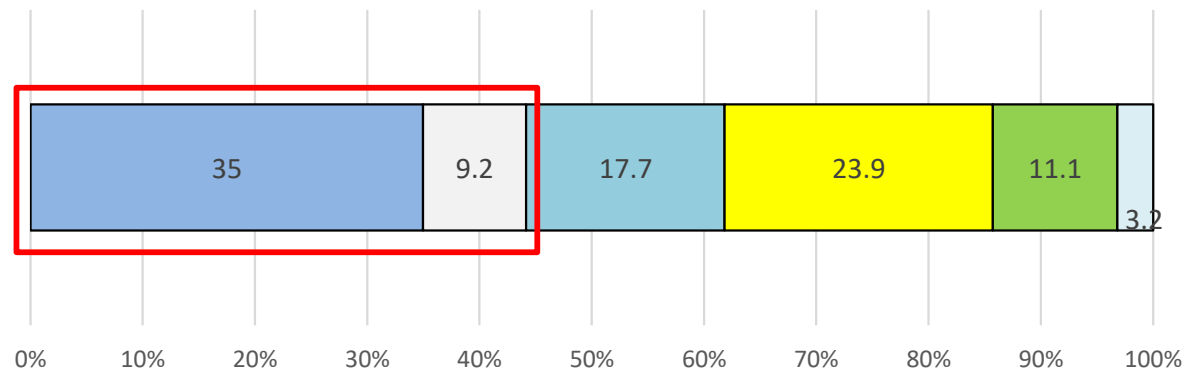
## ●標準約款の積極的な利用をお願いします。

・「民間工事標準請負契約約款又はこれに沿った内容の約款(略)に沿った内容の契約書による契約を締結することが基本」「建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本」(「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(第7版)」(令和6年12月国土交通省 不動産・建設経済局建設業課公表)及び「建設業法令遵守ガイドライン(第11版)－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」(令和6年12月国土交通省 不動産・建設経済局建設業課公表))

### 最も使用頻度の高い契約約款・契約書(SA)

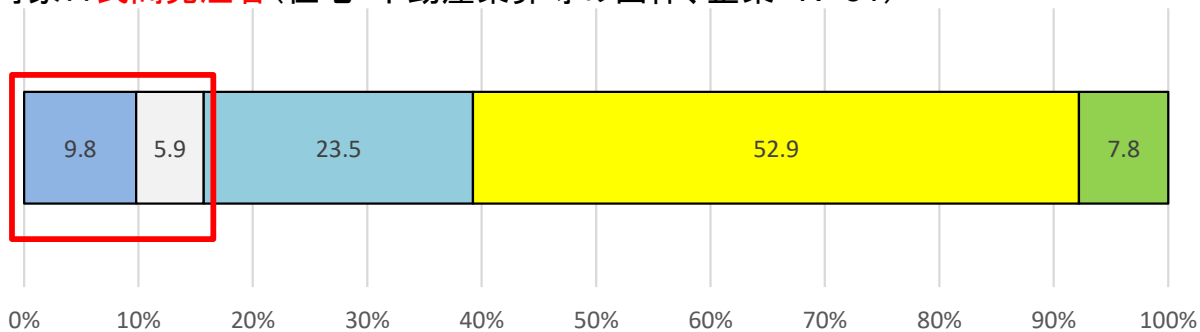
<出典>令和6年度 適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査

調査対象：**建設企業**(建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体の各団体会員企業 N=1200)



- 民間建設工事標準請負契約約款準用
- 民間建設工事標準請負契約約款を一部修正して使用
- 民間連合協定の約款を準用・一部修正して使用
- 独自の契約書・約款を作成して使用
- 元請として請け負った工事は無い
- その他

調査対象：**民間発注者**(住宅・不動産業界等の団体、企業 N=51)



- 民間建設工事標準請負契約約款準用
- 民間建設工事標準請負契約約款を一部修正して準用
- 民間連合協定の約款を準用・一部修正して使用
- 独自の契約書・約款を作成して使用
- その他